

令和6年度（2024年度）  
学校における業務分析・業務改善モデル構築等業務委託  
プロポーザル実施要領

1 業務の目的

一部の学校や教育委員会で実施されている効果的な業務改善の取組みを県・市町村教育委員会、各学校に波及させていくため、民間事業者の専門的知見により、学校へのヒアリング調査等を含めた阻害要因の調査・分析を行い、改善提案及び業務改善モデルの構築を行うほか、希望する学校又は市町村教育委員会（以下、派遣校等）という。）に対して、学校の働き方改革について専門的知見を持つ者を「働き方改革支援アドバイザー」として派遣し、派遣校等の主体的な業務改善等の取組みを支援することを目的とする。

2 業務概要

(1) 業務名

令和6年度（2024年度）学校における業務分析・業務改善モデル構築等業務委託

(2) 業務内容

別紙「令和6年度（2024年度）学校における業務分析・業務改善モデル構築等業務委託仕様書」のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和7年（2025年）3月28日まで

(4) 委託限度額

7,526千円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

※この金額は、提案にあたっての目安（上限）となる額であり、契約額は別途設定する予定価格の範囲内で決定する。

なお、積算書の作成にあたっては、消費税10%で算定すること。

また、本委託業務の契約締結に係る上限額であるため、積算書の額がこの上限額を超えた場合には審査対象としない。

(5) 対象経費

委託業務の対象経費は、業務の実施に必要な人件費・旅費・資料作成費等、一切の経費を含む。

3 受託者の要件

次に掲げる要件を満たす法人等

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

(2) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊

- 本県告示第811号)第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
  - (4) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
  - (5) 熊本県暴力団排除条例(平成22年熊本県条例第52号)第2条第2号に規定する暴力団員若しくは第4号に規定する暴力団密接関係者又は地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に掲げる者に該当しないこと。
  - (6) 消費税及び地方消費税並びに都道府県税において未納がない者
  - (7) 宗教活動や政治活動を活動目的としていない者
  - (8) 賃金不払いに関する厚生労働省からの通知が知事に対してあり、当該状態が継続している場合であつて、明らかに受託者として不適当と認められる者でないこと。
  - (9) 受託業務に関するノウハウを有し、かつ当該委託業務を円滑に遂行するための必要な経営基盤及び人員体制を有していること。

#### 4 受託者の選定

##### (1) 選定方法

公募型プロポーザル方式とする。

応募書類とプレゼンテーションによる審査を行い、最も優れた提案を行った者を、受託候補者として選定する。

##### (2) 契約の方法

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約とし、熊本県会計規則第95条第1項第1号の規定により単独見積とする。

本契約は公募型プロポーザル方式で実施するものであり、審査結果により契約の相手方が特定されるため、単独見積とする。

#### 5 応募手続き

##### (1) 参加表明書等の提出

プロポーザルの参加希望者は、参加表明書その他の必要書類(以下「参加表明書等」と総称する。)を提出する。

###### ① 提出書類

ア 参加表明書(別紙様式1)

イ 業務委託参加要件を満たすことの申立書(別紙様式2)

ウ 応募団体の概要が分かるもの(任意様式)、会社パンフレット等

###### ② 問合せ及び提出先

「11 問合せ先」に同じ

###### ③ 提出部数

1部

④ 提出期限

令和6年(2024年)4月24日(水)午後5時(必着)

※提出方法は持参又は郵送とし、期限までに必着すること。

(2) 質問及び回答

① 質問方法

質問は、質問書(別紙様式3)により電子メールで送信すること。

質問の内容及び回答は、プロポーザルの参加表明者全員に電子メールで送付する。  
その際、質問者名は公表しないものとする。

② 質問受付

「11 問い合わせ先」に同じ

③ 質問受付期間

質問の受付期間は、令和6年(2024年)4月24日(水)の午後5時までとする

(3) 企画提案書の提出

① 提出書類

ア 企画提案書(表紙)別紙様式4

イ 企画提案内容(A4サイズ・15ページ以内)

ウ 積算書(任意様式)※できる限り内訳を詳細に記載してください。

エ 事業者の取組に関する申立書(別紙様式6)

② 質問受付

「11 問合せ先」に同じ

③ 提出部数

9部(正本1部、副本8部)

※企画提案書等は、ホチキス又はクリップ止めすること(ファイリング不要。)

なお、積算書は企画提案書の最終ページに添付すること。

④ 企画提案内容

ア 業務遂行能力

当該業務を遂行するのに必要な知見、ノウハウ、実績を有しているか。

イ 業務実施体制

効果的に業務を実施するための人員が確保され、委託者からの要望等に迅速・柔軟に対応できる体制が備わっているか。

ウ 実施工程

作業工程は明確で、実現可能なスケジュールとなっているか。

(業務分析・業務改善モデル構築事業関係)

エ 現地調査

阻害要因を明確にするための、効果的な調査の手法となっているか。また、現地調査は、学校の負担に配慮しているか。

オ 業務分析・改善提案

多角的な視点（時間外在校等時間の縮減効果、実現可能性など）に基づく業務分析、改善提案が期待できるか。

カ 業務改善モデル構築

業務改善の取組みを、各学校又は各教育委員会に波及させていくための汎用性・実効性のある業務改善モデルの構築が期待できるか。

（働き方改革支援アドバイザー派遣事業関係）

キ アドバイザー選定

学校の働き方改革について十分な専門的知見を有した講師の派遣計画となっているか。

ク 支援内容

派遣校等が抱える課題を解決するための個別・具体的な助言・支援内容となっているか。

（その他）

ケ その他

その他効果的な業務遂行に当たっての創意工夫は評価できるか。

⑤提出期限

令和6年（2024年）5月8日（水）午後5時（必着）

※提出方法は持参又は郵送とし、期限までに必着すること。

6 審査の実施

（1）プレゼンテーションの実施

① 開催日程

ア 日時

令和6年（2024年）5月13日（月）午後 ※詳細は別途連絡

イ 場所・方法

熊本県庁新館7階 教育政策課内 ※詳細は別途連絡

ただし、オンライン会議システムによる遠隔プレゼンも可能とする。オンライン会議希望の有無は、参加表明書に記載すること。

なお、オンライン会議システムは Google の Web 会議システムの Meet を利用予定である（接続テストとプレゼンテーションの前に指定のメールアドレスに URL を通知する）。

② 説明者

本業務委託の責任者が説明を行うこと。

③ プレゼンテーションに関する留意事項

ア 持ち時間

提案者1者につき25分（最初の15分で提案者による提案準備・説明、その後審査員による質疑）を予定。

#### イ 資料等

企画提案書に基づいてプレゼンを行うこと。

プレゼンテーションでのプロジェクタ・パソコン等の電子機器の使用は可能とする。使用希望の有無及び使用機器については参加表明書に記載すること。

なお、プレゼンにおいては企画提案書に記載された以外の内容を話した場合、当該部分を評価対象としない。

#### (2) 審査方法

企画提案書及びプレゼンテーションの内容に基づき、別紙の審査項目について、複数の審査員による審査を行い、合計点が配点の6割以上の評価を受け、かつ最上位の得点者を受託候補者として選定する。

#### (3) 結果通知

受託候補者及びプレゼンテーションに参加した者に対し、選定の結果通知を書面で行う。

### 7 契約

受託候補者と企画提案書等を参考に協議を行い、協議が整った場合に、委託上限額の範囲内で契約を締結する。

なお、契約に際しては、仕様書、企画提案書等の内容を一部変更する場合もある。

また、当該候補者として選定された者と協議が整わない場合は、次点の提案者として評価した参加者と協議のうえ、契約を締結する場合がある。

### 8 契約保証金

受託者は、契約締結に際し、熊本県会計規則第77条の規定により契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付するものとする。なお、契約保証金は、契約上の義務を履行し、契約保証金還付請求書を県に提出したときに返還する。

また、次のいずれかの事項に該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。

- ・ 契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証契約に係る保険証券を提出したとき。
- ・ 契約の相手方が、過去2年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に遂行したと称する書類を提出したとき。

### 9 その他留意事項

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 提出書類等に関する事項

- ① 提出期限までに参加表明書等又は企画提案書等を提出しなかった場合は、参加者として認められないものとする。

- ②参加表明書等及び企画提案書等の作成・提出及び提案に係る一切の費用は参加者の負担とする。
  - ③提出された参加表明書等及び企画提案書等は、添付資料も含め参加者に返却しないものとする。
  - ④提出された参加表明書等及び企画提案書等は、参加者に無断で使用しないものとする。
  - ⑤参加表明書等及び企画提案書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合、県は、当該参加表明書等及び企画提案書等を無効とし、参加の取り消し、落札決定の取り消し、契約締結の保留又は契約の解除等の措置を取ることができるものとする。
  - ⑥参加表明書等を行った後、都合によりプレゼンテーション等の参加を辞退することになった場合は、参加辞退届（別紙様式5）を提出すること。
- (3) 県は受託候補者の決定後、契約締結までの間に、受託候補者が「3 受託者の要件」に規定する参加要件を満たさなくなった場合には、契約を締結しないことができるものとする。

#### 10 スケジュール（予定）

○参加表明書提出期限	令和6年4月24日（水）午後5時必着
○質問期限	令和6年4月24日（水）午後5時
○企画提案書提出期限	令和6年5月8日（水）午後5時必着
○審査会（プレゼンテーション）	令和6年5月13日（月）午後
○結果通知	県の審査後、審査結果を通知
○契約内容協議・契約締結	審査会以降速やかに
○委託終了	令和7年3月28日（金）

#### 11 問合せ先

〒862-8609 熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
 熊本県教育庁教育政策課教育DX・働き方改革推進室  
 電話 096-333-2673（直通） FAX 096-384-1509  
 E-mail kyouikujouhou@pref.kumamoto.lg.jp

## 審査項目

提案書記載項目	評価基準	配点	
企画提案内容	<b>共通項目</b>		
	業務遂行能力	当該業務を遂行するのに必要な知見、ノウハウ、実績を有しているか。	10
	実施体制	効果的に業務を実施するための人員が確保され、委託者からの要望等に迅速・柔軟に対応できる体制が備わっているか。	10
	実施工程	作業工程は明確で、実現可能なスケジュールとなっているか。	10
	<b>(業務分析・業務改善モデル構築事業)</b>		
	現地調査	阻害要因を明確にするための、効果的な調査の手法となっているか。	20
		学校の負担に配慮した調査内容となっているか。	10
	業務分析・改善提案	多角的な視点(時間外在校等時間の縮減効果、実現可能性など)に基づく業務分析、改善提案が期待できるか。	25
	業務改善モデル構築	業務改善の取組みを、各学校又は各教育委員会に波及させていくための汎用性・実効性のある業務改善モデルの構築が期待できるか。	25
	<b>(働き方改革支援アドバイザー派遣事業)</b>		
	アドバイザー選定	学校の働き方改革について十分な専門的知見を有した講師の派遣計画となっているか。	10
	支援内容	派遣校等が抱える課題を解決するための個別・具体的な助言・支援内容となっているか。	15
	<b>その他</b>		
創意工夫	その他効果的な業務遂行に当たっての創意工夫は評価できるものか。	10	
事業者の取組 (公告日現在)	①熊本県プライト企業の認定を受けている ②障害者支援施設等からの物品および役務の調達実績(当該年度又は前年度)がある ③事業活動温暖化計画書制度の対象事業者(義務及び任意)、エコアクション21、RE100、再エネ100宣言RE Actionのいずれかの認証等、または④森林吸収量認証書の交付実績(当該年度又は前年度)がある ⑤熊本県SDGs登録制度に登録している	5	
合計		150	